

お 得 意 様 各 位

社団法人日本電子回路工業会
会 長 小 西 誠 治



「電子回路基板製造における金型、電気検査治具、印刷版、フィルムのお取り扱い改善について」(お願い)

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素は電子回路業界に対し格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご承知の通り日本の製造業全体は危機に瀕しており、出口の見えない景況の中で、日本の製造業は奔流のように中国、東南アジア諸国などへ生産拠点の移転を進めてきました。そして当然のことながら国内生産の減少による「国内空洞化」が現実のものとなりつつあることは、誰の眼にも明らかとなっており、日本のリーディングインダストリーの一つである電子産業自体に根本的な構造改革が要求されております。主に電子業界を支える重要な産業として位置づけられ、共に発展してきた電子回路基板業界を取り巻く経営環境は大変厳しく、今後も予断を許さない状況にあります。

当工業会と致しましても、電子回路製造業の経営体質の改善・強化を図るべく、種々方策を練って参りました。その一つとして、平成7年より、標記「お取り扱い改善について」(お願い)文書を作成、ご送付致し、関係各方面より種々のご批判、ご意見を賜り、概ね当業界の主旨をご理解頂き、御高配賜りましたことは、偏にお得意様各位の絶大なるご尽力によるものと深く感謝致しております。

しかしながら、現在においても、電子回路基板メーカーがお得意様各位からお預かりしております、金型、電気検査治具、印刷版、フィルムの保管については、保管期間のご指示も無いまま保管数量だけが膨大になり、その為に保管場所の確保や保管設備、運搬やメンテナンス等、保管管理には細心の注意と莫大な経費が嵩むといった状況の中で、保管費用及びリピート品の発注に際しての諸費用について、未だ一部においてご理解頂いていない場合もあるやに伺っております。当該費用については何卒改善方お願い申し上げますと共に、当業界が少しでも健全なる発展が遂行できますようお得意様各位のご協力をお願い申し上げる次第であります。

尚、標記金型、電気検査治具、印刷版、フィルムの処置については、別紙の様にお取り扱い願いたく、何卒御高配賜ります様にここに伏して重ねてお願い申し上げます。

敬具

記

添付書類：リジッド電子回路基板製造における金型のお取り扱い改善について	1部
フレキシブル電子回路基板製造における金型のお取り扱い改善について	1部
電子回路基板製造における電気検査治具のお取り扱い改善について	1部
電子回路基板における印刷版のお取り扱い改善について	1部
電子回路基板製造におけるフィルムのお取り扱い改善について	1部

以上

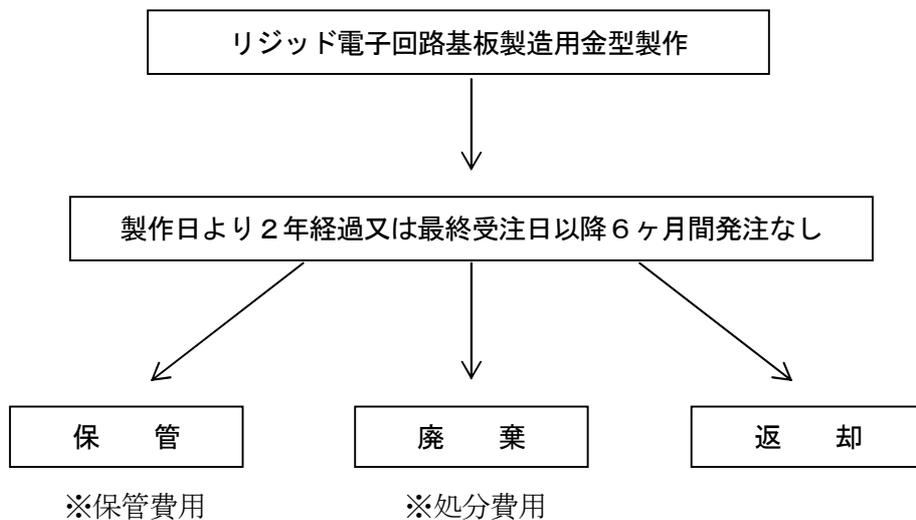
リジッド電子回路基板製造における金型のお取扱い改善について

貴社からお預かりしているリジッド電子回路基板製造用金型は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和43年大蔵省令第15号）」に基づいて、法定耐用年数は2年と規定されております。法定耐用年数終了後のリジッド電子回路基板製造用金型の処置については、諸費用がかかるため、貴社と取引のある電子回路基板メーカーとお話し下さることをお願い申し上げます。

なお、リジッド電子回路基板製造用金型の廃棄処分、保管、再発注等を行う場合の諸費用の負担について、例示すると次のとおりです。

- (1) 貴社からお預かりしたリジッド電子回路基板製造用金型は、製作日より2年を経過又は最終受注日以降6ヶ月間発注が無いものについては、ご返却又は廃棄処分とさせて頂く場合があります。なお、廃棄処分をご用命される場合には、会員によっては、別途処分費用のご負担をお願い申し上げます。
- (2) 貴社からお預かりしたリジッド電子回路基板製造用金型で、製作日より2年を経過又は最終受注日以降6ヶ月間発注が無く、保管をご依頼される場合、会員によっては、別途保管費用のご負担をお願い申し上げます。

[リジッド電子回路基板製造用金型のお取扱い改善フローチャート]



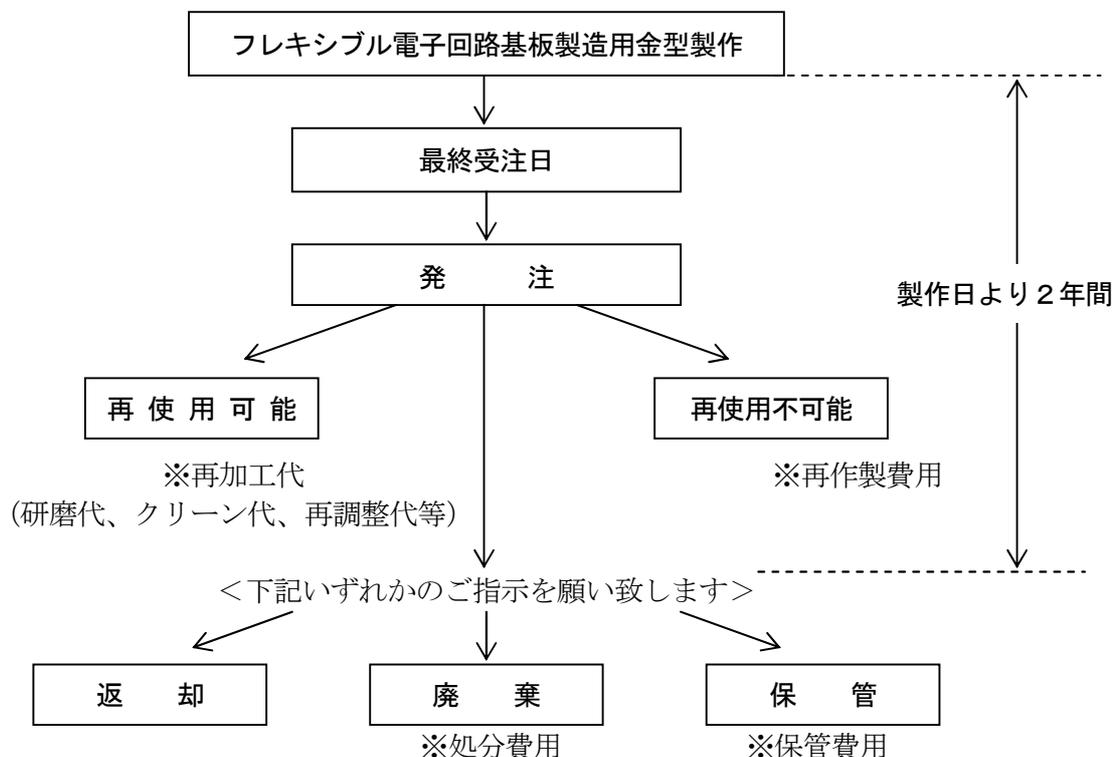
フレキシブル電子回路基板における金型のお取扱い改善について

貴社からお預かりしているフレキシブル電子回路基板製造用金型は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和43年大蔵省令第15号）」に基づいて、法定耐用年数は2年と規定されております。法定耐用年数終了後のフレキシブル電子回路基板製造用金型の処置については、諸費用がかかるため、貴社と取引のある電子回路基板メーカーとお話し下さることをお願い申し上げます。

なお、フレキシブル電子回路基板製造用金型の廃棄処分、保管、再発注等を行う場合の諸費用の負担について、例示すると次のとおりです。

- (1) 貴社からお預かりしたフレキシブル電子回路基板製造用金型は、製作日より2年を経過した以降にご返却又は廃棄処分とさせて頂く場合があります。なお、廃棄処分をご用命される場合には、会員によっては、別途処分費用のご負担をお願い申し上げます。
- (2) 貴社からお預かりしたフレキシブル電子回路基板製造用金型は、製作日より2年を経過した以降の保管をご依頼される場合、会員によっては、別途保管費用のご負担をお願い申し上げます。
- (3) 上記(1)、(2)でご指示が無く再発注される場合には、会員によっては、新規フレキシブル電子回路基板製造用金型作成の費用を申し受けることがあります。
- (4) 貴社からお預かりしたフレキシブル電子回路基板製造用金型のうち、リピート品の製造にあたり、製作日より2年経過以内で、再使用可能なフレキシブル電子回路基板製造用金型については、会員によっては、再加工代（再研磨、クリーン代、再調整代等）のご負担をお願い申し上げます。
- (5) 貴社からお預かりしたフレキシブル電子回路基板製造用金型のうち、再使用不可能なフレキシブル電子回路基板製造用金型については、会員によっては、再作製費用のご負担をお願い申し上げます。

[フレキシブル電子回路基板製造用金型のお取扱い改善フローチャート]



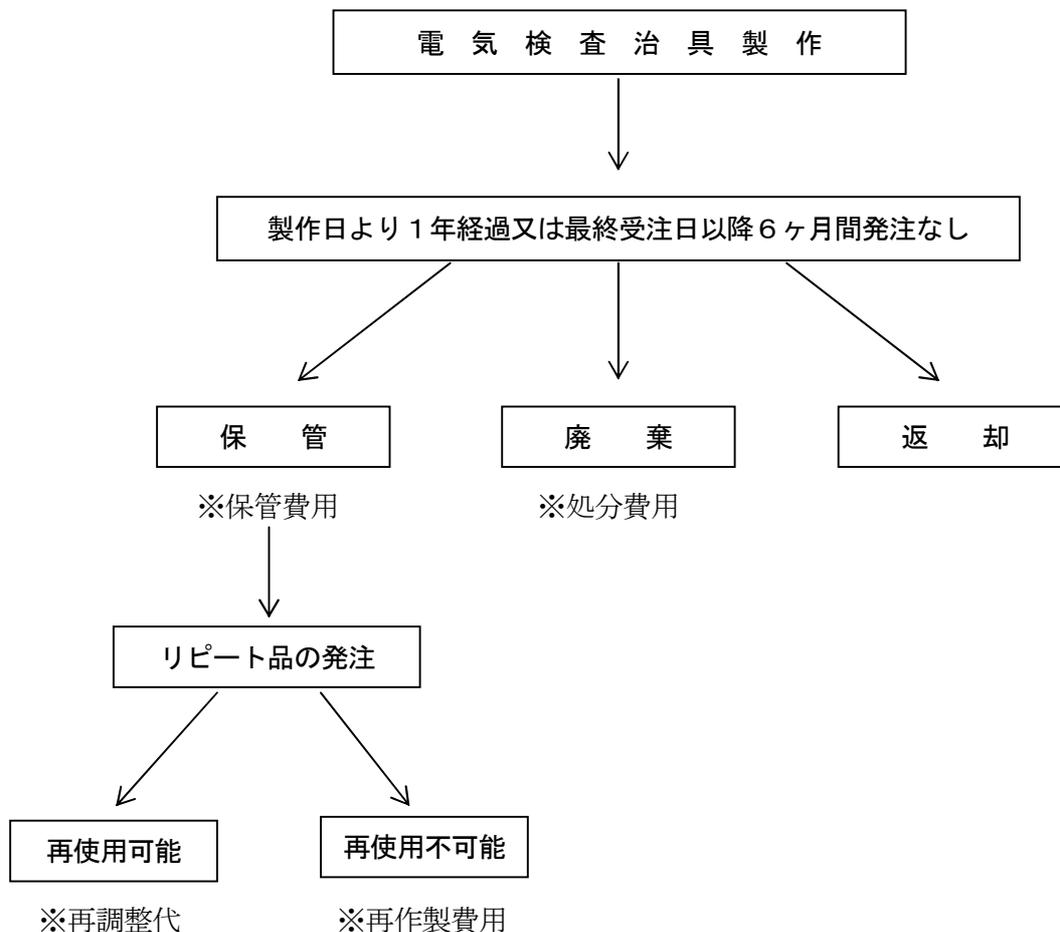
電子回路基板製造における電気検査治具のお取扱い改善について

貴社からお預かりしている電気検査治具の保管、廃棄処分を行うに当たっては、諸費用がかかるため、貴社と取引のある電子回路基板メーカーとお話し下さることをお願い申し上げます。

なお、電気検査治具の廃棄処分、保管、再発注等を行う場合の諸費用の負担について、例示すると次のとおりです。

- (1) 貴社からお預かりした電気検査治具は、製作日より1年を経過又は最終受注日以降6ヶ月間発注が無いものについては、ご返却又は廃棄処分とさせて頂く場合があります。なお、廃棄処分をご用命される場合には、会員によっては、別途処分費用のご負担をお願い申し上げます。
- (2) 貴社からお預かりした電気検査治具で、製作日より1年を経過又は最終受注日以降6ヶ月間発注が無く、保管をご依頼される場合、会員によっては、別途保管費用のご負担をお願い申し上げます。
- (3) 貴社から保管をご用命された電気検査治具で、リピート品を発注される際、再使用可能な場合は再調整代、再使用不可能な場合は再作成費用のご負担をお願い申し上げます。

〔電気検査治具のお取扱い改善フローチャートについて〕



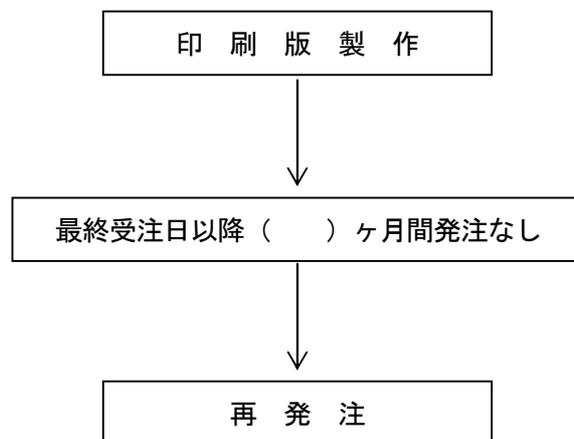
電子回路基板製造における印刷版のお取扱い改善について

貴社からお預かりしている印刷版の保管につきましては、細心の注意を払っておりますが、再発注される際の印刷版のお取扱いについては、貴社と取引のある電子回路基板メーカーとお話合い下さることをお願い申し上げます。

なお、印刷版を使用する製品の再発注を行う場合のお取扱いについて例示すると次のとおりです。

- (1) 貴社からお預かりした印刷版は、最終受注日以降（ ）ヶ月間発注が無いものにつきまして、再作成費用のご負担をお願い申し上げます。

[印刷版のお取扱い改善フローチャート]



※再作製費用

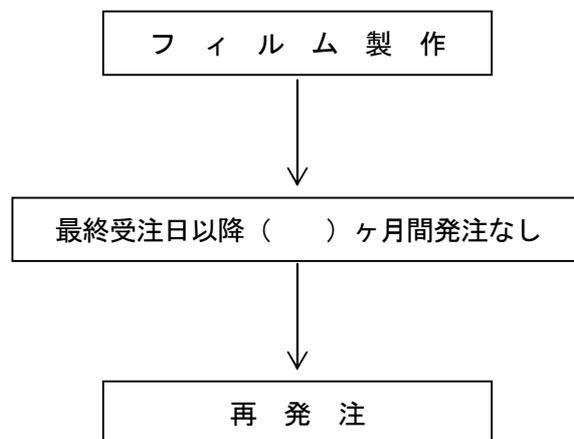
電子回路基板製造におけるフィルムのお取り扱い改善について

貴社からお預かりしているフィルムの保管につきましては、細心の注意を払っておりますが、再発注される際のフィルムのお取り扱いについては、貴社と取引のある電子回路基板メーカーとお話し合い下さることをお願い申し上げます。

なお、フィルムを使用する製造品の再発注を行う場合のお取り扱いについて例示すると次のとおりです。

- (1) 貴社からお預かりしたフィルムは、最終受注日以降（ ）ヶ月間発注が無いものにつきまして、再作成費用のご負担をお願い申し上げます。

[フィルムのお取り扱い改善フローチャート]



※再作製費用